

令和8年4月21日

発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会
建設生産・管理システム部会(令和8年度 第1回)

資料2

ガイドラインの一部改定

- ・国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン
- ・国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン

「国土交通省直轄工事における 総合評価落札方式の運用ガイドライン」の 一部改定について

- 技術提案評価型 S I 型
- W L B 加点の対象拡大
- 総合評価賃上げ加点の運用変更
- 猛暑対策の取組評価の試行

技術提案評価型S I 型の試行

○品確法で位置づけられたVFM(Value for Money)の考え方に基づき、発注者が標準的な仕様(案)を確定できる工事においても、軽微な仕様変更を伴う提案を認めつつ、それにより生じた品質向上等の効果(便益)を、一定の範囲内で適切に費用計上できる新たな入札契約方式(技術提案評価型(S I 型))の試行について記載

	← 施工能力を評価する →		← 施工能力に加え、技術提案を求めて評価する →				
	施工能力評価型		技術提案評価型				
対象工事	技術的工夫の余地が <u>少ない</u> 工事		技術的工夫の余地が <u>大きい</u> 工事				
	II型	I型	S型	SI型 (試行)	AIII型	AII型	AI型
技術提案内容		簡易な施工計画	施工上の特定の課題等に対する工夫等	<div style="border: 2px solid red; padding: 2px;"> 価値の最も高い新技術、資材、機械、工法等 </div>	工事目的物の設計変更や高度な施工技術等		
評価方法		簡易な施工計画を可・不可の二段階で評価		技術提案を点数評価	部分的変更	複数の有力案	通常案は満足できない
予定価格	企業・技術者の能力等(実績)を点数評価			<div style="border: 2px solid red; padding: 2px;"> 新技術、資材、機械、工法等に係るコストは予定価格に入れない </div>	※技術向上提案については、それに係るコストの上限を設ける ※契約後、技術向上提案の活用が決定された場合は設計変更とする。		
	標準案に基づき作成				技術提案に基づき作成		

WLB加点の対象拡大

○令和4年4月から、総合評価落札方式による政府調達において、賃上げを実施する企業に対する加点措置を実施しているところ。この対象企業について、令和7年から拡大しているため、更新

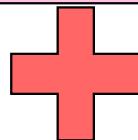
WLB関連認定制度を活用した評価の実施

○評価方法

通常

企業の実績・成績等

技術者の実績・成績等



WLB推進企業を加点評価

評価項目	評価基準
企業の能力等	次に掲げるいずれかの認定を受けている <ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍推進法に基づく認定等(えるぼし認定企業等) ・次世代法に基づく認定(トライくるみん・くるみん・プラチナくるみん認定企業) ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)

令和7年4月～加点対象を全ての公共工事等(建設コンサルタント業務等を含む)における総合評価落札方式、企画競争方式(プロポーザル方式を含む)に拡大

総合評価賃上げ加点の運用変更

- 「緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～」(令和3年11月8日新しい資本主義実現会議)等において、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置などを検討するとされたことを受け、令和4年から総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設けることにより、賃上げ実施企業に対して評価点又は技術点の加点を行っているところ。
- 令和8年4月から当該制度について、加点割合を更新したため、その旨を改正

		～R8.3	R8.4～
賃上げ 目標	大企業	3%以上	変更なし ^{※1}
	中小企業等	1.5%以上	変更なし
総合評価における 加点割合 <small>加算点(工事)・技術点(業務)</small>		5%程度 <small>(一般的な工事の場合、3～4点の加点)</small>	3%程度 ^{※2} <small>(一般的な工事の場合、2点の加点)</small>

※1 政府全体では大企業が加点対象から除外されるが、国土交通省発注工事・建設コンサル業務等においては、競争の公平性の観点から引き続き大企業を加点対象とする

※2 加点割合はこれまで同様に下限値を採用 【参考】政府全体で加点割合は加算点(工事)・技術点(業務)の3～5%(R7年度までは5～10%)

建設工事における猛暑対策サポートパッケージ【概要版】

【概要】

- 建設業の担い手を確保するため、他産業と遜色のない労働条件・労働環境の実現が必要
- 猛暑は今後も続くと想定され、厳しい作業環境において、地域の実情を踏まえ、最新の知見・技術を総動員した多様な働き方の実現が必要
- 施工者の自主性を尊重しつつ、地域の実情や現場の状況等に応じて、受注者が施工の時期、時間や方法を柔軟に選択できるよう、工期の設定、新技術の導入や熱中症対策に係る費用等について支援する取組を「建設工事における猛暑対策サポートパッケージ」としてとりまとめ

来季に向けて実施する具体的な施策・取組

1. 猛暑期間・時間の作業回避

(1-1) 猛暑期間を回避した工事発注

- ・猛暑日(WBGT値)を考慮した工期設定
- ・発注者による、猛暑期間の現場施工を回避する工夫(準備工、工場製作等)により、工期設定

(1-2) 猛暑期間を休工可能とする工事発注

- ・猛暑期間を休工可能とする工事発注の実現に向け、効果や必要となる費用・取組の調査を目的とした試行工事の実施【新規】

(1-3) 猛暑期間における現場施工回避の協議の明記

- ・宇都宮国道事務所等において、試行的に実施
- ・特記仕様書への記載を他事務所に展開【新規】

(1-4) 猛暑時間の施工回避

- ・現場環境に応じて、作業の開始時間、終了時間を、監督職員と協議の上、柔軟に設定
- ・早朝・夜間施工に係る警察や地元等への協議について、必要がある場合、発注者が協力すること等について、特記仕様書へ記載【新規】

(1-5) 1年単位の変形労働時間制(1-2~1-4とセット)

- ・1年単位の変形労働時間制の活用に向けた関係者との連携【新規】

(1-6) 適切な設計図書を作成

(1-7) 労働実態の把握

2. 効率的な施工、作業環境の改善

(2-1) i-Construction 2.0の推進

- ・施工・データ連携・施工管理のオートメーション化の取組を加速

(2-2) 作業環境の改善

- ・個社毎の取組(定置式水平ジブクレーン、バイタルチェック機器等)
- ・技術開発の促進(SBIR制度による支援に向けた公募実施)【新規】
- ・技術提案評価型S型を活用した、作業環境の改善に資する施工方法・施工計画の工夫促進【新規】

3. 猛暑対策に必要な経費等の確保

(3-1) 熱中症対策に係る経費

- ・現場管理費、現場環境改善費での熱中症対策費用の計上
- ・実態に応じた熱中症対策費用の確保【新規】

(3-2) 直接工事費

- ・維持工事等で標準歩掛がない作業は見積り等による精算変更
- ・施工実態調査に基づく歩掛の見直し

4. 地方公共団体・民間発注者等への周知・要請、好事例の横展開

(4-1) 工期における猛暑日考慮の徹底【新規】

- ・「工期に関する基準」の対応状況調査、働きかけ等

(4-2) 工期以外の猛暑対策の推進【新規】

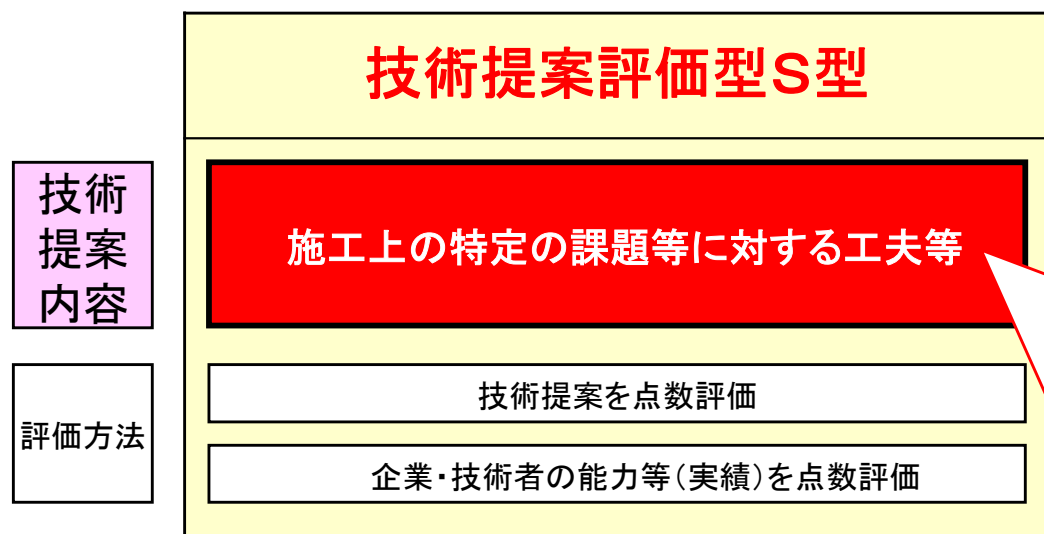
(4-3) 好事例の横展開【新規】

中長期的な課題への対応

- ・日給制の技能労働者の年間総労働時間・賃金を確保する方策
- ・1年単位の変形労働時間制の運用改善、生命・安全を守るための猛暑日における作業のあり方の議論

令和7年12月公表の猛暑対策サポートパッケージに位置づけた「**技術提案評価型S型を活用した、作業環境の改善に資する施工方法・施工計画の工夫促進**」について、総合評価落札方式における猛暑対策の取組評価の試行を実施予定であり、その旨を記載。

■総合評価落札方式のタイプ

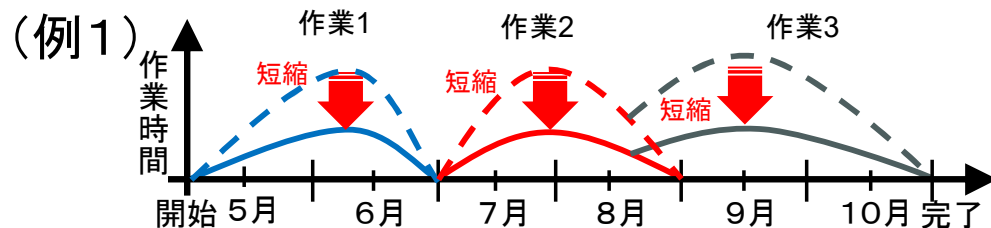


- ・**猛暑対策に関する技術提案テーマを設定、評価**
- ・技術提案は下記により評価
「具体的な方法・工夫」
「効果(時間等)」(定量的指標)
- ・**分任官工事**等、猛暑対策の効果が大きいと想定される工事を実施
- ・技術提案内容は精算時の費用計上の対象外
- ・提案時に示した効果が達成できなかった場合は工事成績で減点 ※冷夏等の場合は、その限りではない

■技術提案のイメージ(定量的に評価)

- ・猛暑下での施工の効率化に関する工夫
・それにより短縮する猛暑下での施工時間
- ・猛暑下での施工現場の省人化に関する工夫
・それにより短縮する猛暑下での施工時間 等

※効果は客観的なデータに基づくものとし、その算出根拠が提示されない場合は評価しない



(例2)



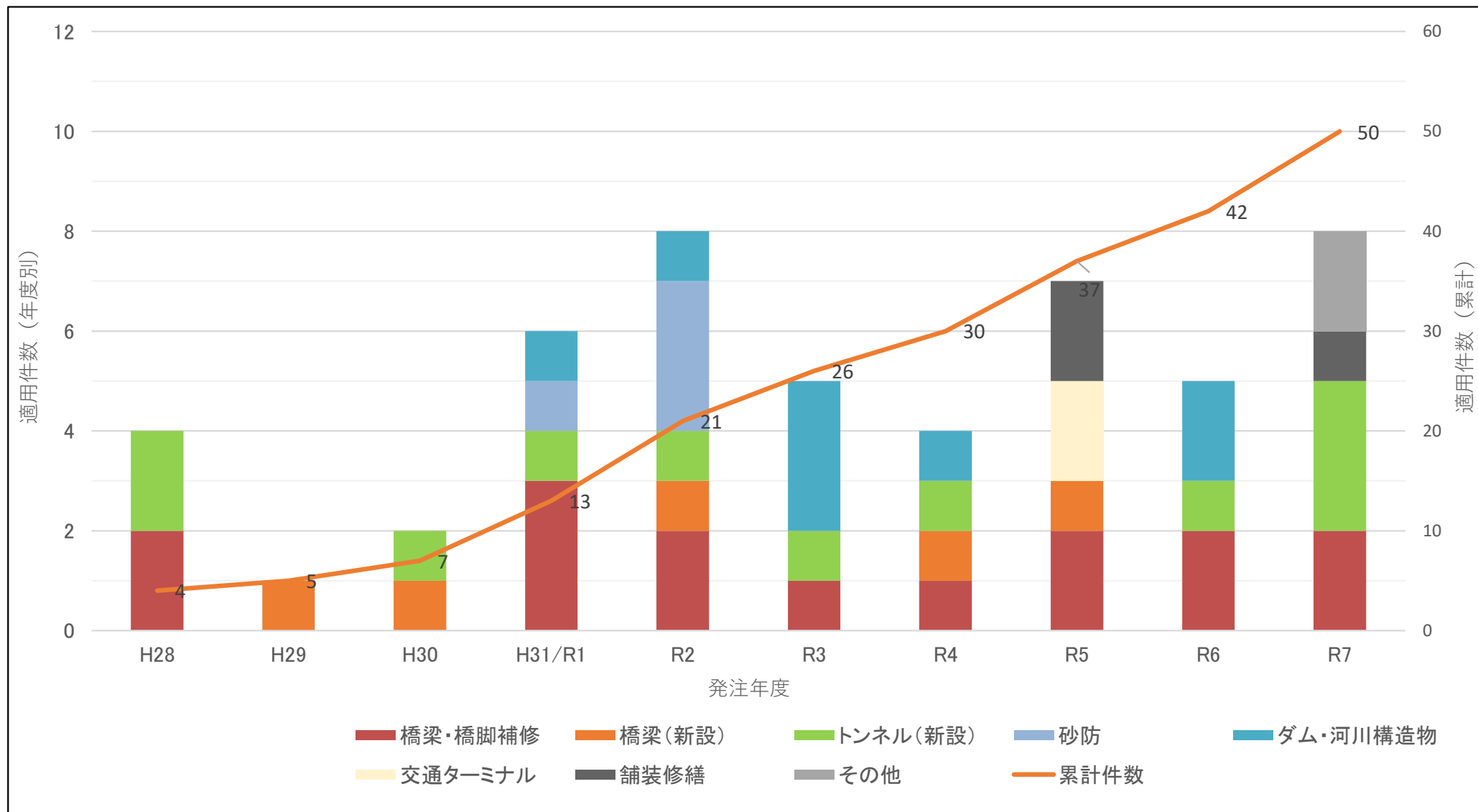
遠隔化により
猛暑下での施工
時間を短縮

「国土交通省直轄工事における 技術提案・交渉方式の運用ガイドライン」の 一部改定について

技術提案・交渉方式の適用件数

- 平成26年6月の品確法改正により、仕様の確定が困難な工事において技術提案・交渉方式の適用が可能となった
- 令和7年3月末時点で、国土交通省直轄の50件（港湾、空港除く）に適用されている

技術提案・交渉方式 適用工事件数の推移

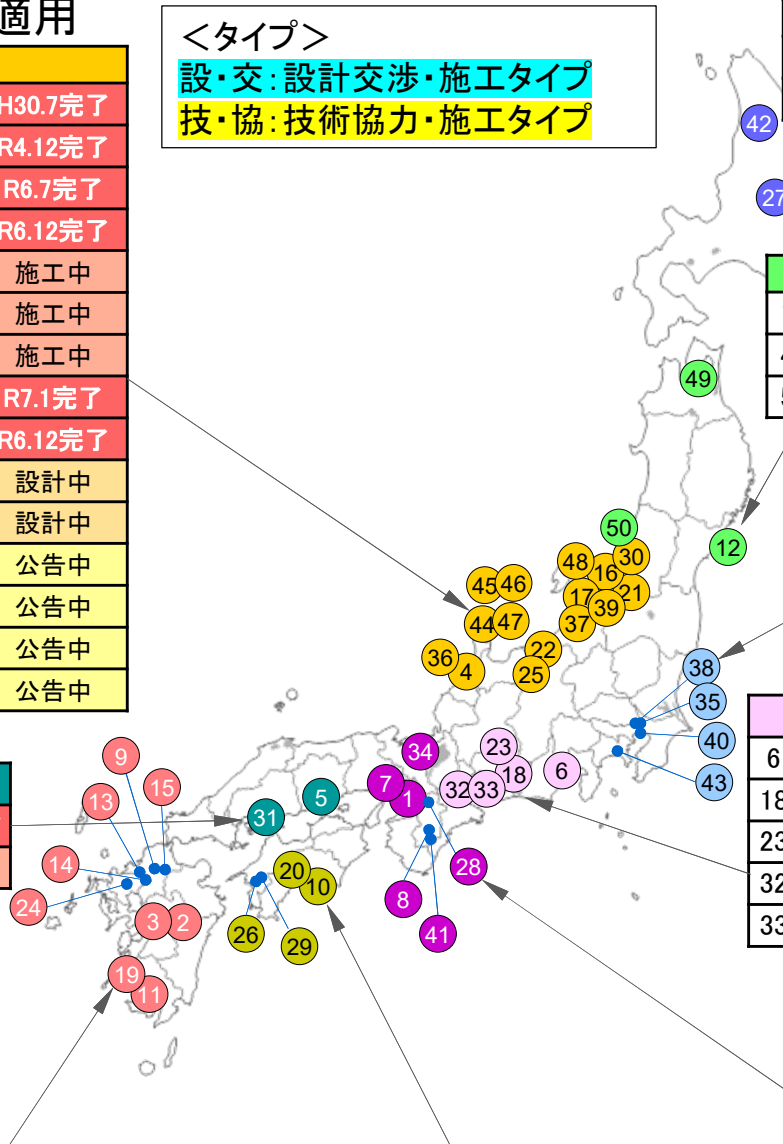


技術提案・交渉方式の適用事例

○ 令和8年2月末現在、50工事に適用

<タイプ>

設・交: 設計交渉・施工タイプ
 技・協: 技術協力・施工タイプ



北海道開発局			
27	技・協	三笠ぽんべつダム堤体建設第1期工事	施工中
42	技・協	雨竜第2ダム堤体建設第1期工事	設計中

東北地方整備局			
12	技・協	新飯野川橋補修工事	R4.3完了
49	技・協	国道4号沼館二線橋外橋梁補修工事	公告中
50	設・交	国道7号鼠ヶ関トンネル(早田地区)工事	公告中

関東地方整備局			
35	技・協	中川大橋耐震補強他工事	施工中
38	技・協	毛長堀橋耐震補強他工事	R7.7完了
40	技・協	R6江戸川水閘門改築(I期)工事	施工中
43	技・協	R7横浜湘南道路藤沢地区函渠他工事	設計中

中部地方整備局			
6	技・協	清水立体八坂高架橋工事	R5.3完了
18	技・協	設楽ダム瀬戸設楽線トンネル工事	R6.3完了
23	設・交	新丸山ダム常用洪水吐放流設備工事	施工中
32	設・交	近鉄四日市駅交通ターミナル整備工事	施工中
33	技・協	西知多道路長浦跨線橋鋼上部工事	施工中

近畿地方整備局			
1	設・交	淀川大橋床版取替他工事	R2.8完了
7	技・協	城山トンネル工事	R4.9完了
8	技・協	赤谷3号砂防堰堤工事	R5.3完了
28	技・協	大和北道路八条地区橋梁工事	施工中
34	技・協	新安曇川大橋耐震補強工事	施工中
41	技・協	国道169号上池原トンネル他工事	施工中

四国地方整備局			
10	技・協	高知橋耐震補強外工事	R7.2完了
20	技・協	行川本川堰堤工事	R7.2完了
26	技・協	野村ダム施設改良工事	施工中
29	技・協	山鳥坂ダムトンネル工事	施工中

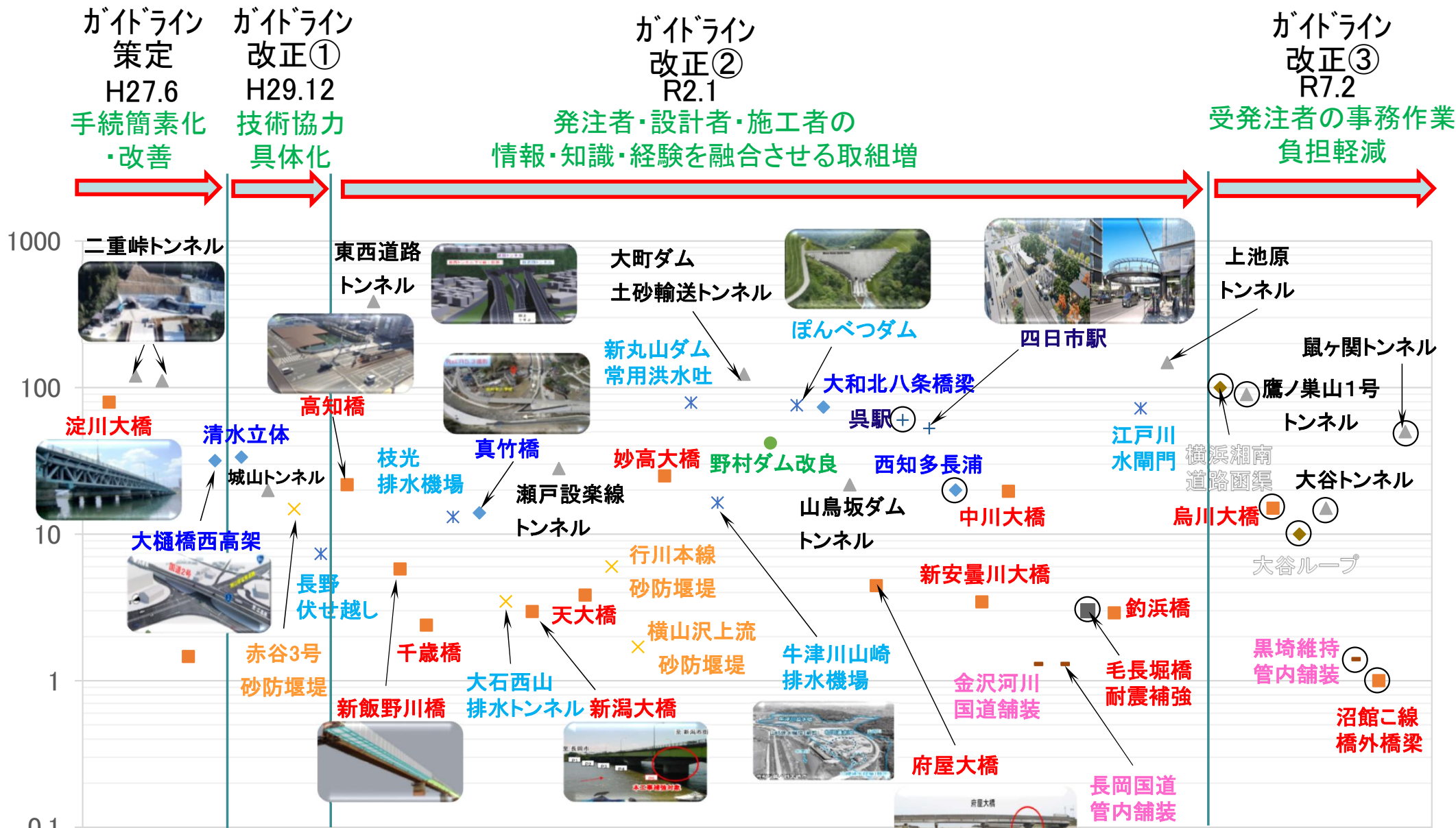
北陸地方整備局			
4	技・協	犀川大橋橋梁補修工事	H30.7完了
16	技・協	大石西山排水トンネル立坑他工事	R4.12完了
17	技・協	新潟大橋耐震補強工事	R6.7完了
21	技・協	横山沢上流砂防堰堤工事	R6.12完了
22	技・協	妙高大橋上部工撤去工事	施工中
25	技・協	大町ダム等再編土砂輸送用トンネル工事	施工中
30	技・協	府屋大橋耐震補強工事	施工中
36	技・協	金沢河川国道舗装修繕工事	R7.1完了
37	技・協	長岡国道管内舗装修繕工事	R6.12完了
39	技・協	R6釣浜橋耐震補強工事(その1)(その2)	設計中
44	技・協	R7能越道鷹ノ巣山1号トンネル工事	設計中
45	技・協	R7 249号烏川大橋復旧工事	公告中
46	技・協	R7 249号大谷ループ復旧工事	公告中
47	設・交	R7 249号大谷トンネル復旧工事	公告中
48	技・協	黒埼維持管内舗装修繕工事	公告中

中国地方整備局			
5	技・協	大樋橋西高架橋工事	R5.3完了
31	設・交	呉駅交通ターミナル整備工事	施工中

九州地方整備局			
2	技・協	二重峠トンネル(阿蘇工区)工事	R2.7完了
3	技・協	二重峠トンネル(大津工区)工事	R2.5完了
9	設・交	隈上川長野伏せ越し改築工事	R4.3完了
11	技・協	東西道路シールドトンネル(下り線)新設工事	R6.9完了
13	技・協	千歳橋補修工事	R3.6完了
14	技・協	枝光排水機場増設工事	R4.3完了
15	設・交	県道真竹橋架替外工事	R5.3完了
19	技・協	天大橋補修工事	R4.6完了
24	技・協	牛津川山崎排水機場外改築工事	R7.1完了

技術提案・交渉方式の適用事例（金額、時系列整理）

契約額【億円】（未契約工事（○囲み）は参考額）



公告時期

- ◆ 橋梁新設
- 橋梁補修
- ▲ トンネル
- × 砂防新設
- * 河川新設
- 河川改良
- + ターミナル
- 舗装
- 橋脚補修
- ◆ その他

※雨竜第2ダム堤体建設第1期工事の参考額は未公表

技術提案交渉方式の主な課題の把握

- 技術提案・交渉方式の制定後、当該方式の適用工事の受発注者に、課題点・改善点等のヒアリングを実施
- 昨年度は技術提案・交渉方式適用工事のうち、完了工事について発注者を対象にアンケートを実施
- 建設業団体から技術提案・交渉方式に対する意見要望を踏まえて、現行制度の課題点を整理

毎年度

受発注者ヒアリング

- 技術提案・交渉方式方式を適用した工事の**受発注者**を対象
- 業務完了後と施工完了後に実施
 - 業務・施工完了後両方実施 → 8件
 - 業務完了後のみ実施 → 11件

【ヒアリング内容】

- 適用効果
- 技術協力業務の進め方
- 価格交渉
- 課題
- 制度全体に対する意見

毎年度

建設業団体 要望

- 建設業団体から技術提案・交渉方式の制度に対する改善案等の意見・要望を収集

現状の技術提案・交渉方式の課題を整理

技術提案交渉方式の主な課題とその対応方針

受発注者からの意見等も踏まえ、短期・中長期の2段階に分けた技術提案・交渉方式ガイドラインの改定を検討

①-1: 過年度把握課題のGL改定対応検討(今回)、①-2: 新規把握課題のGL改定対応検討(今回)、②GL改定検討(中長期)、③GL以外での対応、④対応困難 ⑤対応済

分類	小分類	主な意見	対応方針	No
工期・工費	技術協力期間(設計期間)が短い	・技術協力業務の期間が短い場合、関係者との協議さえ整えば抜本的な解決ができると想定した場合においても、その提案を取り下げざるを得ないケースがある	③GL以外での対応	1
	予備設計成果が十分でない場合の対応	予備設計が全て完了していない状況で技術協力業務を並行して行ったが、技術協力期間が非常にタイトであった	①GL改定対応検討(今回)	2
	技術協力業務費用の受発注者間における乖離	・技術協力業務の契約額は500万だが、実際はその10倍はかかっている	②GL改定検討(長期)	3
	見積もり価格の妥当性の判断が難しい	・一社見積りの妥当性の考え方が欲しい(発注者) ・参考額と施工者の見積金額が大幅に乖離していた(発注者) ・技術提案のスクリーニングを行わず、提案内容のスペックそのまま採用した可能性がある(発注者)	②GL改定検討(長期)	4
	入札説明書の概算工事費記載の幅について	・調査、検討を経て、工事契約金額が大きく変更される可能性や、参加者からより良い提案を促すためにも入札説明書の概算工事費は、ある程度の幅を持たせた記載にして欲しい	④対応困難	5
業務の進め方、分担等	適切な変更対応	・契約図書では、18条、19条、20条で変更事項が定められているものの、優先交渉権者という立場上、なかなか変更できない	③GL以外での対応	6
	提案内容に関する他社特許の取り扱い	他社特許の技術を活用する場合、特許を持っている者との金額の差異が顕著であった。	①GL改定対応検討(今回)	7
	リスク分担(契約額の変更の考え方)	・リスク分担(発注者・設計者・優先交渉者)を明確にしていきたい	①GL改定対応検討(今回)	8
前回ガイドライン改定	技術提案・交渉方式の有効性が活かされない場合がある	・技術提案・交渉方式の活用拡大に向け、技術提案・交渉に向く適用工事内容を示して欲しい ・関係機関協議が十分に整っておらず、技術提案・交渉方式のメリットを活かしきれていない	⑤対応済	9
	受注前の負荷大	・技術提案評価テーマの範囲を絞ってほしい ・工期短縮と工費削減の両方を求める技術提案テーマ設定はやめてほしい	⑤対応済	10
	配置予定技術者要件に設定されていない工種への変更の対応	・設計期間中の工法変更等により、公示時点で設定していた配置技術者要件に合致しない場合の取り扱いを明記してほしい	⑤対応済	11
	発注手続きの負荷大	・専門部会立ち上げや各審議等、準備等の手続きが負担	②GL改定検討(長期)	12
受発注手続の負担等	技術提案書の提出期間	・現場条件の複雑な場合等、技術提案書の手続き期間が短い場合があるため、公告から技術提案の提出まで2か月以上として欲しい ・技術提案書の分量については、目安の例示し、1テーマ当たりの提案数や、書類の提出枚数を削減していただきたい	①GL改定対応検討(今回)	13
	参考額に関する負担	・参考額に基づく技術提案及び見積書の再提出は、作業及び期間の両面での負担が大きくなるため、削除して欲しい。 ・下り線の工費をもとに参考額を計算したが、週休二日の補正と落札率の割戻がなく参考金額が少なかった(発注者) ・参考額の設定根拠は不明であった(施工者)	②GL改定検討(長期)	14
	評価項目の重複について	・「技術協力業務の実施に関する提案」と「技術協力業務以外に関する提案」で前提となる与条件を求める記載が重複しがちであり、求める内容が異なるのであればその旨を明確にしてほしい	①GL改定対応検討(今回)	15
	技術協力業務の設計図書作成の通知までの期間	優先交渉権選定通知から技術協力業務の設計図書作成に至るまでの期間は、工事ごとに異なると思われるが、概ねの期間を目安として明示願いたい。対応物件では設計条件が未確定のまま着手したため、1か月程度では不足であった	②GL改定検討(長期)	16
	技術提案書作成に必要な資料の公表	技術提案書作成に必要な資料は早目に公表していただきたい(公表時期の明示)	③GL以外での対応	17
	改善技術提案について	・ヒアリング後に必ず改善提案書を提出できるようにして欲しい(受発注者の考え方の違いを確認することでより良い提案ができる)	③GL以外での対応	18
	公告時期を明確化	公告時期を明確に示していただきたい	③GL以外での対応	19

運用ガイドラインの改定経緯

- 平成26年6月に品確法の改正により技術提案・交渉方式が新たに規定され、平成27年6月にガイドライン策定
- 平成27年6月の運用ガイドライン策定後、先行事例（淀川大橋、二重峠トンネル、犀川大橋）の手続き等の経験を踏まえ、これまで3回改定（平成29年12月、令和2年1月及び令和7年2月）

■平成27年6月策定

- 総合評価落札方式をベースにガイドラインを策定

先行事例（淀川大橋、二重峠トンネル、犀川大橋）の手続きの経験
 ・技術協力業務等の実施期間の不足の指摘 ・技術提案（履行義務あり）の定量的な評価に課題

■平成29年12月改定

- 技術協力業務・設計業務期間の確保 ○ 提案能力の評価
- 履行義務を求めない考え方

先行事例（大樋橋西高架橋、八坂高架橋、城山トンネル等）の手続きの経験
 ・設計/技術協力業務の円滑な実施等に課題

■令和2年1月改定

- 適用時期の考え方、技術協力業務・設計業務の実施期間の目安 ○ 役割分担の明確化
- 価格交渉の円滑化（施工中の歩掛かり調査等の実施）

先行事例の手続きの経験、適用事例の経験の蓄積
 ・競争参加者の受注前負荷軽減への課題 ・蓄積された事例の経験の集約・周知 等

■令和7年2月改定

- 適用にあたっての留意点の明記、適用工事例の拡充 ○ 競争参加者の受注前負荷軽減
- 配置予定技術者要件に設定されていない工法等へ変更する際の取り扱いの明記

把握した課題内容に対し、速やかに対応する項目や長期の検討等が必要な項目が存在

ガイドライン改定（今回）

継続検討

国土交通省 フォローアップ

ガイドライン改定案概要

- 受発注者・建設業団体から出た課題より、今回のガイドライン改定に反映させる項目を以下に示す
- 令和7年度の改正後以降に把握した主要意見と照らし合わせ、対応案(改定案)を提案する

運用ガイドライン改定(R7.2)後の主要意見(受発注者)と対応案(改定案)

手続き段階	大分類	小分類	主な意見(課題)			
			内容	ヒアリング	建設業団体	
設計(技術協力)期間	業務の進め方、分担等	リスク分担(契約額の変更の考え方)	・リスク分担(発注者・設計者・優先交渉者)を明確にしていきたい		○	【対応案①】 見積条件書例の拡充
適用検討期間	受発注手続きの負担等	技術提案書の提出期間	・現場条件の複雑な場合等、技術提案書の手続き期間が短い場合があるため、公告から技術提案の提出まで2か月以上として欲しい ・技術提案書の分量については、目安の例示し、1テーマ当たりの提案数や、書類の提出枚数を削減していきたい		○	【対応案②】 標準手続き期間の見直し
	工期・工費	予備設計段階から実施する技術協力(設計)業務期間	・予備設計が全て完了していない状況で技術協力業務を並行して行ったが、技術協力期間が非常にタイトであった	○		【対応案③】 業務実施段階に応じた業務期間の見直し
手続き期間	受発注手続きの負担等	技術提案の評価基準の重複について	・「技術協力業務の実施に関する提案」と「技術協力業務以外に関する提案」で前提となる与条件を求める記載が重複しがちであり、求める内容が異なるのであればその旨を明確にしてほしい		○	【対応案④】 技術提案評価基準の重複に関する見直し
	業務の進め方、分担等	提案内容に関する他者特許の取り扱い	・他者特許の技術を活用する場合、特許を持っている者との金額の差異が顕著であった。	○		【対応案⑤】 特許技術に関するヒアリングでのリスク確認の規定化

技術提案・交渉方式運用ガイドラインの主要改定項目(案)

○ ガイドラインの章立てと対応案関係についてを整理

運用ガイドラインの主要改定内容(案)

章	項目名	改定検討内容(案)
第1章	本ガイドラインの位置付け	改定に至る経緯、内容の更新
第2章	技術提案・交渉方式の導入について	
第3章	「設計・施工一括タイプ」の適用	【対応案①】見積条件書の記載例について内容を拡充
第4章	「技術協力・施工タイプ」の適用	【対応案②】公告～技術提案提出までの標準期間を改正 【対応案③】適用段階別の技術協力(設計)業務の設定例を追記
第5章	「設計交渉・施工タイプ」の適用	【対応案④】技術提案の評価基準の記載内容の重複について改正 【対応案⑤】特許技術に関するヒアリングでのリスク確認の必要性について追記
第6章	技術提案・交渉方式の結果の公表	—

【対応案①】リスク分担 見積条件書例の拡充 [ヒア][建団体]

- 【現状】 リスク分担についてガイドラインでは、工事契約段階で受発注者間の共通認識を契約図書に反映することができる、としか記載されておらず、積極的に反映されていないケースあり
- 【課題】 リスク分担や施工条件、役割分担が不明確な場合、受発注者間で認識に齟齬が発生し契約変更を適用する条件を巡り対立的になるおそれ
- 【対応案】 不確定要因を設計図書に反映する目的を明記するとともに、反映を推奨する記載に改定
不確定要因の共通認識に関する記載が適切に契約図書に反映されることを期待

技術提案・交渉方式の運用ガイドライン(R7.2)(抜粋)

3. 「設計・施工一括タイプ」の適用※

3.4.2 契約額の変更の考え方 (リスク分担)

本タイプでは工事価格を決定する前に、技術協力業務を実施することにより、詳細な設計条件及び施工条件を価格とともに交渉し、不確定要因の境界についても発注者と優先交渉権者間で共通認識を得ることとなる。また、これら不確定要因に関する共通認識を表 3-7のような見積条件書として明確にし、特記仕様書等の契約図書に具体的に反映することができる。契約図書に示された設計・施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合等において、必要と認められるときは、適切に契約図書の変更及び請負代金の額や工期の適切な変更を行う。

■ 赤字部分を以下の文言に改定

施工段階で不確定要因に関する共通認識の齟齬が生じないように、これら不確定要因に関する共通認識を表3-7のような見積条件書として明確にし、特記仕様書等の契約図書に具体的に反映することを推奨する。

※ 「技術協力・施工タイプ」「設計交渉・施工タイプ」でも同様に記載

【対応案①】リスク分担 見積条件書例の拡充

○【対応】 見積条件例の不確定要素に関する記載例を拡充。また、備考例として不確定要素が発生した場合の特記仕様書への記載例を追加。これにより、発注者が見積条件書への記載事項を検討する際の参考となり、負担軽減につながる。

技術提案・交渉方式の運用ガイドライン(R7.2)

3. 「設計・施工一括タイプ」の適用※1

表3-7 見積条件書の記載例（抜粋）

見積条件		備考
支持地盤	支持層の深さ：20m	ボーリングデータより設定 (提示資料、追加調査結果) 近隣工事へのヒアリング結果より設定
	礫形：30mm	
	地下水位：〇mm ※2	
	ヒ素：近隣工事で出現例有	

※1 「技術協力・施工タイプ」「設計交渉・施工タイプ」でも同様に記載

※2 改定案において、地下水位は「地質・土質条件」以外の項目で言及

見積条件書の記載例(改定案)

見積条件例を拡充

見積条件例	設定根拠例	備考例	該当工種
・支持層：深さ20m、礫質土、礫径Φ30、地耐力〇〇kN/m ²		現地での地耐力試験の結果、地耐力不足が確認された場合は、監督職員と協議	全般
・土質条件：設計図書のとおり		想定外の土質条件が現地で確認され設計図書の変更(材料及び工法、施工数量等の変更や安全対策、挙動監視の追加等)が必要となった場合は、監督職員と協議	全般
同上		河床掘削において、残土・汚泥の搬出方法、搬出先、数量の変更が発生した場合は、監督職員と協議	河川構造物
同上	ボーリングデータより設定 (提示資料、追加調査結果) 近隣工事へのヒアリング結果より設定	現地試験結果等より使用する土砂、改良材添加量、注入材配合等の変更が必要となった場合は、監督職員と協議	地盤改良工
同上		想定外の地山変化や地山変状、湧水発生等により、地山分類・掘削工法・支保パターン等の変更、補助工法や支保部材の湧水対策(ロックボルト・吹付コンクリートの仕様変更等)等の追加、トンネル防水工、裏面排水工、地下排水工、インパートの施工方法(断面・スパン長)の変更等が必要となった場合は、監督職員と協議	トンネル工
・トンネルずりの小割の要否：要・不要		トンネルずりを小割する必要が生じた場合は、監督職員と協議	トンネル工
・重金属の含有：ヒ素(近隣工事で出現例有)		重金属溶出有無の確認方法および対応方法については、監督職員と協議	全般
・特別な安全対策：見積対象外		落石、土石流、崩壊等により施工個所の安全対策が必要となった場合は、監督職員と協議	砂防

不確定要素発生時の対応について追記

該当工種を追記

【対応案②】技術提案書の標準手続き期間の見直し [建団体]

- 【現状】 技術提案書の手続き期間について、ほとんどの地方整備局等ではガイドラインに記載された以上の期間を確保している
- 【課題】 現場条件の複雑な場合等、技術提案書の手続き期間が短い場合がある
- 【対応案】 実態等を踏まえて標準期間を見直し

■技術提案書提出に要する手続き期間について
 現行ガイドラインの記載と実際に確保した期間 ※土日祝日を含む

	現行ガイドライン (各タイプ 手順フロー)	実際に確保した期間 (全国平均)	ガイドライン改正案
非WTO	3～4週間程度	4週間～7週間程度 (平均41.8日)	1～2ヶ月程度
WTO	4週間～2ヶ月程度	4週間～11週間程度 (平均46.2日)	1～2.5ヶ月程度
災害時	3～4週間程度	—	変更なし

- 【現状】「技術協力・施工タイプ」の技術協力業務期間と「設計交渉・施工タイプ」の設計期間について、ガイドラインには期間等の設定例はあるもの、それらの業務を実施する段階（予備設計段階、詳細設計段階等）についての記載が明確でない
- 【課題】予備設計段階から技術協力業務もしくは設計業務を行う場合、工事の主要部分においての検討や多数の関係機関と協議を進めながら業務を行う必要があり業務期間が非常にタイト
- 【対応案】業務実施段階に応じた設計業務および技術協力業務期間の設定例を追記

■「技術協力・施工タイプ」
 工事特性に応じた技術協力期間の設定例 改定案
※設計交渉・施工タイプも含めて全体版は付録に掲載

業務実施段階別の設定例を追加
 （予備設計段階の期間はヒアリング意見や、詳細設計と予備設計に必要な期間を元に設定）

工事特性					技術協力期間の設定例	
件条	種類	緊急度	提案の自由度	適用技術の実績	詳細設計段階から実施する場合	予備設計段階から実施する場合
平常時	新設	【標準】 十分な技術協力期間を確保できる	【高】構造形式、工法等の変更を伴う	限定的	12ヶ月程度又は12ヶ月以上	18ヶ月程度又は18ヶ月以上
				十分ある	6～12ヶ月程度	9～18ヶ月程度
				限定的	6～12ヶ月程度	9～18ヶ月程度
		【緊急】 早期供用が求められる	【低】確実な施工のための照査、不確定要素への対処が中心	十分ある	5～8ヶ月程度	8～12ヶ月程度
				ある	6～12ヶ月程度	9～18ヶ月程度
				十分ある	5～8ヶ月程度	8～12ヶ月程度
災害時	ルート（代替）新設	【緊急】 早期供用が求められる	【高】調査・設計が進んでいない、高度な工法を適用	ある	6～12ヶ月程度	9～18ヶ月程度
				十分ある	5～8ヶ月程度	8～12ヶ月程度
				ある	5～8ヶ月程度	8～12ヶ月程度
	（補修）既設	【低】確実な施工のための不確定要素への対処が中心	十分ある	3～6ヶ月程度	5～9ヶ月程度	
			ある	6～12ヶ月程度	9～18ヶ月程度	
			十分ある	5～8ヶ月程度	8～12ヶ月程度	
			【低】確実な施工のための不確定要素への対処が中心	ある	5～8ヶ月程度	8～12ヶ月程度
				十分ある	3～6ヶ月程度	5～9ヶ月程度

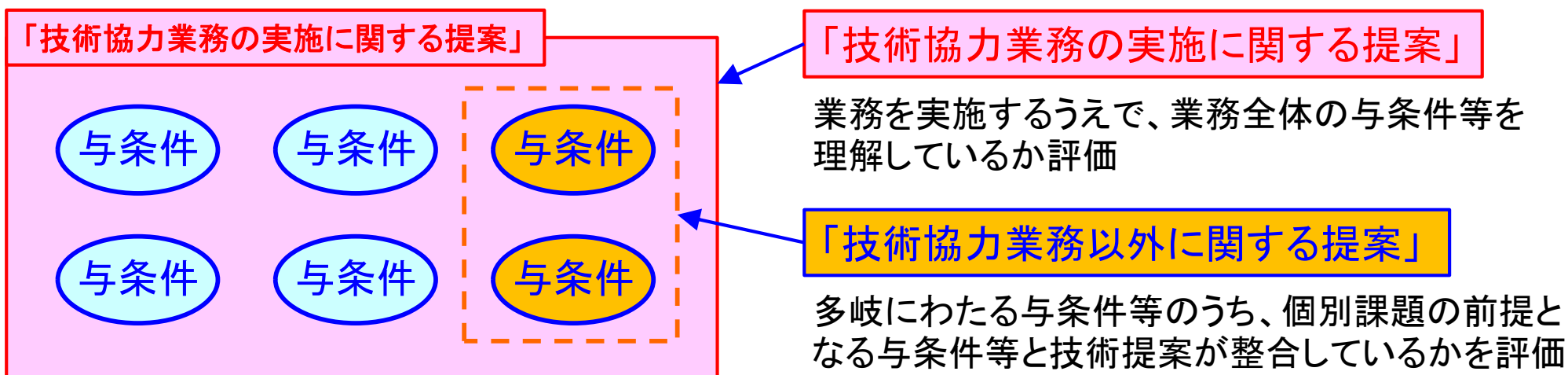
【対応案④】技術提案評価基準の重複に関する見直し

- 【現状】 「技術協力・施工タイプ」の技術提案において「技術協力業務の実施に関する提案」「技術協力業務以外に関する提案」それぞれで与条件について、同様の内容を求めている場合がある
- 【課題】 競争参加者が、いずれかに記載すればよいのか、両方に記載すればよいのか混乱するおそれ
- 【対応案】 技術提案の評価基準について、記載の重複に関する留意事項を追記

■「技術協力業務」で全体の与条件等を、「技術協力業務以外」であらためて個別課題の与条件等の記載を求めている例

工事名	技術協力業務	技術協力業務以外
A工事	業務目的、 <u>現地条件</u> 、 <u>与条件</u> に対して適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって理解度が高い場合	環境、地域特性などの <u>与条件との整合性が高い</u> 場合
B工事	業務目的、 <u>現地条件</u> 、 <u>与条件</u> に対する業務の実施方針が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって理解度が高い場合	標準案のコスト・工程に対して <u>現地条件等の与条件を考慮した</u> 経済性及び施工日数に関する技術提案については以下である場合に優位に評価する。 ・提案された施工方法が効果に対して不足がなく、合理的で確実性が高く <u>与条件と整合し的確性が高い</u> 場合

■技術提案の評価に関する方針(案)



【対応案④】技術提案評価基準の重複に関する見直し

- 【現状】 「技術協力・施工タイプ」の技術提案において「技術協力業務の実施に関する提案」「技術協力業務以外に関する提案」それぞれで与条件等、同様の内容を求めている場合がある
- 【課題】 競争参加者が、いずれかに記載すればよいのか、両方に記載すればよいのか混乱するおそれ
- 【対応案】 技術提案の評価基準について、記載の重複に関する留意事項を追記

■改定案(赤字部分を追記) (技術提案・交渉方式の運用ガイドライン(R7.2)より抜粋)

4.「技術協力・施工タイプ」の適用

4.3.3 評価項目・基準の設定例

(1)技術提案に関する評価項目の設定例 技術提案・交渉方式は、仕様の確定が困難な工事で技術提案を求め、価格等の交渉を通じて仕様を固めていくプロセスを有する。そのため、技術提案を求める段階では、事業課題を踏まえ、施工者のどのような知見、能力を取り入れたいのか、発注者の意図を明確に示した上で、全体工期の短縮に向けた技術提案とコスト縮減の技術提案を同時に求める等、相反する内容を技術提案に求めることが無いように留意しつつ、定量的な事項、要素技術の有無、提案数よりも、主たる事業課題への対応方針を中心に評価することが基本となる。

その上で、工事の特性に応じて、実績等による裏付け、不測の事態の想定、対応力等についても評価することとなる。表 4-7に技術提案に関する評価項目の例、表 4-8に技術提案に関する評価基準の例を示す。**なお、「技術協力業務の実施に関する提案」と「技術協力業務以外に関する提案」の両方で前提となる与条件を求める場合は、表 4-9 「技術協力業務の実施に関する提案」と「技術協力業務以外に関する提案」での評価の観点・基準に示すように、それぞれの評価の観点の違いを明記する。**また、価格等の交渉を通じて確定した仕様に対して、履行義務が求められることとなる。

■表の追記(「技術協力業務の実施に関する提案」「技術協力業務以外に関する提案」それぞれの評価にあたっての留意点)

表4-9 「技術協力業務の実施に関する提案」と「技術協力業務以外に関する提案」での評価の観点・基準

評価項目	評価の観点	評価基準
技術協力業務の実施に関する提案	業務を実施するうえで、業務全体の与条件等を理解しているか評価	業務目的、現地条件、与条件、不確定要素に対して適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって理解度が高い場合
技術協力業務以外に関する提案	業務全体での与条件等のうち、個別課題の前提となる与条件等と技術提案が整合しているかを評価	本技術提案の前提となった与条件が明確に示され、かつ技術提案がその与条件等と整合し、的確性が高い場合。

【対応案⑤】ヒアリングでの特許技術に関するリスク確認の規定化 [ヒア]

- 【現状】 ガイドラインでは、特許技術使用によるリスクについての記載はない
- 【課題】 競争参加者が、他社が保有する特許技術を活用した技術提案を行い、その者が優先交渉権者となった場合、特許保有者と契約する際と比較して費用が増加するリスクや、当該技術を使用できないリスクがある
- 【対応案】 技術提案内容のヒアリング実施時、特許技術の使用によるリスクについて確認する旨を記載

技術提案・交渉方式の運用ガイドライン(R7.2)(抜粋)

3. 「設計・施工一括タイプ」の適用※

3.3.4 ヒアリング

技術提案・交渉方式は、仕様の確定が困難な工事で技術提案を求め、価格等の交渉を通じて仕様を固めていくプロセスを有する。そのため、価格等の交渉、不測の事態への対応が適切に実施されるよう、「理解度」、「主たる事業課題に対する提案能力」、「不測の事態の想定、対応力」の審査、評価にあたっては、技術提案の記載事項からだけでは確認できない事項等について、ヒアリングの結果を含めて評価する。ヒアリングの実施にあたっては、対面によるほか電話やインターネットによるテレビ会議システムを活用できる。

※「技術協力・施工タイプ」「設計交渉・施工タイプ」でも同様に記載

■以下の文言を追加

また、他者が保有する特許技術を使用する技術提案が提出された場合は、特許を保有する者が実施する場合と比べてコストや工期、当該技術の使用可否等について、リスクを有する場合があるため、ヒアリング等で確認する等の注意が必要である。

付録

表:抽出対象工事

No.	地整	契約タイプ	工事件名
1	近畿	設計交渉・施工	国道2号淀川大橋床版取替他工事
2	九州	技術協力・施工	熊本57号災害復旧 二重峠トンネル(阿蘇工区)工事
3	九州	技術協力・施工	熊本57号災害復旧 二重峠トンネル(大津工区)工事
4	北陸	技術協力・施工	国道157号犀川大橋橋梁補修工事
5	中国	技術協力・施工	国道2号大樋橋西高架橋工事
6	中部	技術協力・施工	1号清水立体八坂高架橋工事
7	近畿	技術協力・施工	名塩道路城山トンネル工事
8	近畿	技術協力・施工	赤谷3号砂防堰堤工事
9	九州	設計交渉・施工	隈上川長野伏せ越し改築工事
10	四国	技術協力・施工	国道32号高知橋耐震補強外工事
11	九州	技術協力・施工	鹿児島3号東西道路シールドトンネル(下り線)新設工事
12	東北	技術協力・施工	国道45号新飯野川橋補修工事
13	九州	技術協力・施工	千歳橋補修工事
14	九州	技術協力・施工	枝光排水機場増設工事
15	九州	設計交渉・施工	赤谷川災害改良復旧附帯県道真竹橋架替外工事

No.	地整	契約タイプ	工事件名
16	北陸	技術協力・施工	大石西山排水トンネル立坑他工事
17	北陸	技術協力・施工	R3・4新潟大橋耐震補強工事
18	中部	技術協力・施工	設楽ダム瀬戸設楽線トンネル工事
19	九州	技術協力・施工	薩摩川内市道隈之城・高城線天大橋補修工事
20	四国	技術協力・施工	行川本川砂防堰堤工事
21	北陸	技術協力・施工	横山沢上流砂防堰堤工事
22	北陸	技術協力・施工	妙高大橋上部撤去工事
23	中部	設計交渉・施工	新丸山ダム常用洪水吐放流設備工事
24	九州	技術協力・施工	牛津川山崎排水機場外改築工事
25	北陸	技術協力・施工	大町ダム等再編土砂輸送用トンネル工事
26	四国	技術協力・施工	野村ダム施設改良工事
27	近畿	技術協力・施工	大和北道路八条地区橋梁工事
28	四国	技術協力・施工	山鳥坂ダム仮排水トンネル工事
29	北陸	技術協力・施工	府屋大橋耐震補強工事
30	中部	技術協力・施工	1号近鉄四日市駅交通ターミナル整備工事
31	近畿	技術協力・施工	国道161号新安曇川大橋耐震補強工事

(参考)【対応案①】ガイドライン改定案(見積条件書例の拡充)

No	見積条件例	設定根拠例	備考例	該当工種
1	・現場条件の相違がある場合:別途、監督職員と協議	提示資料、 関係機関協議結果 ガイドライン 等より設定	現場条件の相違により、目的物、仮設物の形状・供用日数、施工方法等が変更となった場合は、監督職員と協議	全般
2	・施工期間:○月○日～○月○日 ※準備期間:○日間、後片付け期間:○日間、雨休率:○、地元調整等による工事不可期間:○○～○○、休日等には日曜日・祝日、夏期休暇及び年末年始休暇のほか、作業期間内の全土曜日を含む 等		受注者の責によらず施工期間の変更が必要となった場合は、監督職員と協議	全般
3	・地域外からの労働者確保:見積対象外		地域外からの労働者確保が必要となった場合は、監督職員と協議	全般
4	・遠隔地からの建設資材調達:見積対象外		遠隔地からの建設資材調達が必要となった場合は、監督職員と協議	全般
5	・詳細設計中または追加予定の工種:○○工			全般
6	・概略発注方式の有無:有(○○工 直接工事費合計額の○%)		左記の率については、詳細施工計画および施工実態に基づき費用を積み上げ、監督職員と協議	全般
7	・交通誘導警備員:○人・日(必要に応じて配置人数・配置場所の一覧表添付)		変更が必要となった場合は、監督職員と協議	全般
8	・工事車両運搬経路(残土運搬車両等):○○～○○、○○km		現場状況や特殊車両許可条件等により、運搬経路が著しく変更となる場合は、監督職員と協議	全般
9	・盛土材搬入先:○○○		搬入先が変更となった場合は、監督職員と協議	土工
10	・トンネル内での粉じん濃度目標レベル:○mg/m ³		目標レベルを満足するために対策が必要となった場合は、監督職員と協議	トンネル工
11	・覆工コンクリート箱抜き:設計図書のとおり		スライドセトルとの取り合い等の理由で、覆工コンクリートの箱抜工の位置変更が必要となった場合は、監督職員と協議	トンネル工
12			箱抜き工の施工によりトンネル支保の効果が損なわれる場合の対応については、監督職員と協議	トンネル工
13	道路橋維持管理資料作成の要否:要・不要		作成に必要な費用については、監督職員と協議	橋梁工
14	・表面保護塗装規格・標準使用量:○○系、○kg/m ² (必要に応じて塗装規格の一覧表添付)		塗装規格、標準使用量に疑義が生じた場合は、監督職員と協議	橋梁工
15	・既設鉄筋コンクリート構造物の削孔作業時の鉄筋損傷防止措置:要・不要		既設鉄筋コンクリート構造物の削孔作業に鉄筋損傷を防ぐ削孔機を使用する場合は、監督職員と協議	橋梁補修工
16	・ひび割れ充填・注入工の材料規格・標準使用量:○○系、○g/m		現場条件等によりひび割れ充填・注入工の仕様を変更する場合は、監督職員と協議	橋梁補修工
17	・コンクリート不良部への対策:見積対象外		コンクリート表面に劣化等の不良部分が著しい場合の対応については、監督職員と協議	橋梁補修工
18	・転用予定の部材:○○○		転用可否の判断および転用不可となった場合の対応については、監督職員と協議	橋梁補修工

(参考)【対応案①】ガイドライン改定案(見積条件書例の拡充)

No	見積条件例	設定根拠例	備考例	該当工種	
19	・除雪、凍結防止作業:要(〇月~〇月)・不要	提示資料、 関係機関協議結果 ガイドライン 等より設定	除雪、凍結防止作業が必要となった場合は、監督職員と協議(不要の場合)	全般	
20	・異常気象時対応:見積対象外		異常気象時の対応(資機材の移動等)が必要になった場合は、監督職員と協議	全般	
21	・出水期:〇月〇日~〇月〇日 河川区域及びその周辺での工事不可ただし、〇〇工は除く		出水期の施工にあたり、関係機関・自治体等から別途制約条件を付された場合は、監督職員と協議	河川構造物	
22	・寒中コンクリートの施工:要(〇月~〇月)・不要		寒中コンクリートとしての施工が必要となった場合は、監督職員と協議(不要の場合)	コンクリート工	
23	・地下水位:〇mm	提示資料、 関係機関協議結果 ガイドライン 等より設定	想定外の湧水により対策が必要となった場合は、監督職員と協議	全般	
24	・水替工、仮排水路:〇〇により実施		現地状況により水替工・仮排水路の追加または変更が必要になった場合は、監督職員と協議	全般	
25	・湧水対策:見積対象外		湧水等により、支保工設置において基礎用鋼材、整地、地盤改良等の対策が必要となった場合は、監督職員と協議	コンクリート工	
26			想定外の地山変化や地山変状、湧水発生等により、地山分類・掘削工法・支保パターン等の変更、補助工法や支保部材の湧水対策(ロックボルト・吹付コンクリートの仕様変更等)等の追加、トンネル防水工、裏面排水工、地下排水工、インバートの施工方法(断面・スパン長)の変更等が必要となった場合は、監督職員と協議	トンネル工	
27			・異常出水時対応:見積対象外	異常出水等への対応(資機材の移動、仮設物の追加等)が必要になった場合は、監督職員と協議	河川構造物
28	・支持層:深さ20m、礫質土、礫径Φ30、地耐力〇〇kN/m ²	ボーリングデータより設定 (提示資料、追加調査結果) 近隣工事へのヒアリング 結果より設定	現地での地耐力試験の結果、地耐力不足が確認された場合は、監督職員と協議	全般	
29	・土質条件:設計図書のとおり		想定外の土質条件が現地で確認され設計図書の変更(材料及び工法、施工数量等の変更や安全対策、挙動監視の追加等)が必要となった場合は、監督職員と協議	全般	
30			河床掘削において、残土・汚泥の搬出方法、搬出先、数量の変更が発生した場合は、監督職員と協議	河川構造物	
31			現地試験結果等より使用する土砂、改良材添加量、注入材配合等の変更が必要となった場合は、監督職員と協議	地盤改良工	
32			想定外の地山変化や地山変状、湧水発生等により、地山分類・掘削工法・支保パターン等の変更、補助工法や支保部材の湧水対策(ロックボルト・吹付コンクリートの仕様変更等)等の追加、トンネル防水工、裏面排水工、地下排水工、インバートの施工方法(断面・スパン長)の変更等が必要となった場合は、監督職員と協議	トンネル工	
33			・トンネルずりの小割の要否:要・不要	トンネルずりを小割する必要が生じた場合は、監督職員と協議	トンネル工
34			・重金属の含有:ヒ素(近隣工事で出現例有)	重金属溶出有無の確認方法および対応方法については、監督職員と協議	全般
35	・特別な安全対策:見積対象外	落石、土石流、崩壊等により施工個所の安全対策が必要となった場合は、監督職員と協議	砂防		

(参考)【対応案①】ガイドライン改定案(見積条件書例の拡充)

No	見積条件例	設定根拠例	備考例	該当工種	
36	・猛禽類:〇月は施工不可、上空制限高さ〇m以下	提示資料、 関係機関協議結果より設 定	提示された資料より設定 (影響に配慮し、十分安全側の工程、工法を採用。ただし、営巣の確認等、追加の規制条件を付される場合は、監督職員と協議する。)	全般	
37	・工事排水基準				全般
	pH値:8.5以下、pH値:7.0(上限値)			中性である pH 値 7.0 を上限値として設定	全般
38	SS値:25mg/L以下(生活環境の保全に関する環境基準 河川AA類型)			提示された資料により設定	全般
	・濁水処理設備			当該工事期間(12月~3月)と同じ月の過去3カ年の平均測定値を上限として設定	
39	規格:〇〇m ³ /h 供用日数:〇〇日			現場状況により処理能力が不足する場合は、監督職員と協議	トンネル工
40	処理剤使用量および費用:炭酸ガス〇〇〇kg、高分子凝集剤〇〇〇kg、費用は見積対象外			使用量は左記を見込んでいるが、監督職員と協議し必要と認められる経費については変更契約できるものとする	トンネル工
41	脱水ケーキ処理費用:見積対象外			脱水ケーキの処理費用は計上していないが必要な場合は監督職員と協議	トンネル工
42	・アスファルト、コンクリート切断時の回収・排水処理:見積対象外			回収・排水方法については、監督職員と協議 (排水吸引機能付き切断機械等)	全般
43	・環境保全対象種:〇〇、環境保全措置対象期間:〇月~〇月			環境保全措置の具体的な内容については、監督職員と協議	全般
44				左記以外の環境保全対象種が確認された場合は、監督職員と協議	全般
45	・防除対象の特定外来生物:〇〇			防除については、監督職員と協議	全般
46				左記以外の特定外来生物が確認された場合は、監督職員と協議	全般
47	・「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定められた特定調達品目の使用:〇〇〇			左記以外の特定調達品目への変更を行う場合は、監督職員と協議	全般
48	・アスファルト再生材使用量:320t超			提示された資料により設定	全般
49	・現場発生品および運搬先:〇〇〇(品名)、〇〇〇(運搬先)		分別解体の有無等、詳細については監督職員と協議	全般	
50	地中障害物 地下鉄〇〇線、上下水道、ガス、NTT、不発弾等	提示資料、 関係機関協議結果より設 定	現地調査の結果、試掘や追加調査が必要となった場合は、監督職員と協議	全般	
51				左記以外の地中障害物が確認された場合は、監督職員と協議	全般

(参考)【対応案①】ガイドライン改定案(見積条件書例の拡充)

No	見積条件例	設定根拠例	備考例	該当工種
52	・施工時間:○時~○時まで施工不可。ただし、□□作業は終日実施可	提示資料、 関係機関協議結果より設定	想定している施工時間(昼間又は夜間)が地元住民や関係機関等との協議により変更になった場合は、監督職員と協議	全般
53	・騒音対策:防音壁(L=○○m)、防音扉		追加の騒音対策や工法変更等が必要になった場合は、監督職員と協議	全般
54	・騒音管理目標値 仮設備による騒音対策:○dB(昼間)、○dB(夜間)、発破に伴う騒音: ○dB(昼間)、○dB(夜間)、発破に伴う低周波:○dB(昼間)、○dB(夜間)		地元住民または関係機関より騒音振動調査等の依頼があった場合は、監督職員と協議	全般
55	・振動対策:見積対象外		追加の振動対策や工法変更等が必要になった場合は、監督職員と協議	全般
56	・振動管理目標値 人:○dB(昼間)、○dB(夜間)、構造物:○cm/s(強度の明確な構造物)、○cm/s(一般構造物(民家))、○cm/s(重要な構造物)		地元住民または関係機関より騒音振動調査等の依頼があった場合は、監督職員と協議	全般
57	・粉塵対策:見積対象外		地元住民または関係機関より粉塵対策等の依頼があった場合は、監督職員と協議	全般
58	・濁水対策:見積対象外		工事に伴う濁水への対策が必要になった場合は、監督職員と協議	トンネル工
59	・橋梁支間割:○○とする		提示資料、 関係機関協議結果より設定	変更が必要になった場合は、監督職員と協議
60	・構造物位置・寸法:○○とする	変更が必要になった場合は、監督職員と協議		全般
61	・架空線、占用物等:○○までに移設 □□工法とする	工事の支障物(埋設物、架空線、近接構造物等)について、協議の結果移設、防護、保安措置等が遅延又は追加する場合、施工方法を変更する必要がある場合は、監督職員と協議		全般
62	・河川汚濁防止対策:見積対象外	○○施工時等、河川内での汚濁対策が必要になった場合は、監督職員と協議		河川構造物
63	・フリッカー対策:見積対象外	関係機関協議結果、フリッカー対策が必要となる場合は、監督職員と協議		全般
64	・近接施工の対象となる既設構造物:○○橋A1橋台 ※騒音、振動、粉塵関係は上記「地元協議」を参照	近接構造物に対して追加の対策や挙動監視が必要となった場合は、監督職員と協議		全般

(参考)【対応案①】ガイドライン改定案(見積条件書例の拡充)

No	見積条件例		設定根拠例	備考例	該当工種
65	作業用道路・ヤード	<ul style="list-style-type: none"> 作業用道路:〇〇 ヤード:〇〇 	提示資料、関係機関協議結果より設定	近隣工事の遅延等により、作業用道路・ヤードに影響が及ぶ場合は、監督職員と協議	全般
66				作業用道路の維持管理、補強が必要な場合は、監督職員と協議	全般
67				作業用道路または工事ヤードの追加が必要になった場合は、監督職員と協議	全般
68				踏み荒らし料:見積対象外	工事の施工に際して借地料、踏み荒らし料が必要になった場合は、監督職員と協議
69	用地の契約状況	<ul style="list-style-type: none"> 〇年〇月より使用可能 工程を□□とする 	提示資料により設定	期限までに用地が使用できず、工事に影響が及ぶ場合は、監督職員と協議	-
70	その他(社会条件)	処分場:〇〇	提示資料、ヒアリング結果より設定	受注者の責によらない理由により処分地または残土仮置場の変更が必要となった場合は、監督職員と協議	全般
71		掘削残土流用先:〇〇工事		掘削残土流用先が変更となった場合は、監督職員と協議	全般
72	不可抗力	天災時の対応:見積対象外	提示資料より設定	天災または大規模災害発生時の対応が必要になった場合は、監督職員と協議	全般
73		<ul style="list-style-type: none"> 天災等の定義について(設計図書で基準を定めている事項以外のもの) 洪水(出水)期(〇月~〇月)〇.〇m³/sec ※本工事地点 非洪水(出水)期(〇月~〇月)〇.〇m³/sec ※本工事地点 大規模災害発生時(南海トラフ地震等)の緊急対応:見積対象外 		-	全般
74	その他	切羽前方の地質調査:〇〇を使用	施工者提案より設定	-	-
75		不可視部分の非破壊検査:〇〇を使用		健全度が確認できない部材は機能しないものとして設計。監督職員と協議の上、交換部材数に応じて精算	-
76		損傷を考慮した解析:〇〇を使用		-	-
77		構造物常時モニタリング:〇〇を使用		-	-

■ (技術協力・施工タイプ)工事特性に応じた技術協力期間の設定例 改定案(全体)

		工事特性			技術協力期間の設定例			
条件	種類	緊急度	提案の自由度	適用技術の実績	詳細設計段階から実施する場合	予備設計段階から実施する場合		
平常時	新設	【標準】 十分な技術協力期間を確保できる	【高】構造形式、工法等の変更を伴う	限定的	12ヶ月程度又は12ヶ月以上	18ヶ月程度又は18ヶ月以上		
				十分ある	6～12ヶ月程度	9～18ヶ月程度		
		【緊急】 早期供用が求められる	【高】構造形式、工法等の変更を伴う	限定的	6～12ヶ月程度	9～18ヶ月程度		
				十分ある	5～8ヶ月程度	8～12ヶ月程度		
	(修繕) 既設	【標準】 十分な技術協力期間を確保できる	【高】不可視部等の不確定要素が多い、高度な工法を適用	ある	6～12ヶ月程度	9～18ヶ月程度		
				十分ある	5～8ヶ月程度	8～12ヶ月程度		
		【緊急】 早期供用が求められる	【高】不可視部等の不確定要素が多い、高度な工法を適用	限定的	5～8ヶ月程度	8～12ヶ月程度		
				十分ある	4～6ヶ月程度	6～9ヶ月程度		
		災害時	(代替) 新設	【標準】 十分な技術協力期間を確保できる	【高】調査・設計が進んでいない、高度な工法を適用	ある	6～12ヶ月程度	9～18ヶ月程度
						十分ある	5～8ヶ月程度	8～12ヶ月程度
(補修) 既設	【緊急】 早期供用が必要		【高】調査・設計が進んでいない、高度な工法を適用	ある	5～8ヶ月程度	8～12ヶ月程度		
				十分ある	3～6ヶ月程度	5～9ヶ月程度		
(補修) 既設	【標準】 十分な技術協力期間を確保できる	【高】調査・設計が進んでいない、高度な工法を適用	ある	6～12ヶ月程度	9～18ヶ月程度			
			十分ある	5～8ヶ月程度	8～12ヶ月程度			
(補修) 既設	【緊急】 早期供用が必要	【高】調査・設計が進んでいない、高度な工法を適用	ある	5～8ヶ月程度	8～12ヶ月程度			
			十分ある	3～6ヶ月程度	5～9ヶ月程度			

■ (設計交渉・施工タイプ)工事特性に応じた設計期間の設定例 改定案(全体)

		工事特性			設計期間の設定例			
条件	種類	緊急度	提案の自由度	適用技術の実績	詳細設計段階から実施する場合	予備設計段階から実施する場合		
平常時	新設	【標準】 十分な設計期間を確保できる	【高】構造形式、工法等の変更を伴う	限定的	12ヶ月程度又は12ヶ月以上	18ヶ月程度又は18ヶ月以上		
				十分ある	6～12ヶ月程度	9～18ヶ月程度		
		【緊急】 早期供用が求められる	【高】構造形式、工法等の変更を伴う	限定的	6～12ヶ月程度	9～18ヶ月程度		
				十分ある	5～8ヶ月程度	8～12ヶ月程度		
	(修繕) 既設	【標準】 十分な設計期間を確保できる	【高】不可視部等の不確定要素が多い、高度な工法を適用	限定的	6～12ヶ月程度	9～18ヶ月程度		
				十分ある	5～8ヶ月程度	8～12ヶ月程度		
		【緊急】 早期供用が求められる	【高】不可視部等の不確定要素が多い、高度な工法を適用	限定的	5～8ヶ月程度	8～12ヶ月程度		
				十分ある	4～6ヶ月程度	6～9ヶ月程度		
		災害時	(代替) 新設	【標準】 十分な設計期間を確保できる	【高】調査・設計が進んでいない、高度な工法を適用	限定的	6～12ヶ月程度	9～18ヶ月程度
						十分ある	5～8ヶ月程度	8～12ヶ月程度
【緊急】 早期供用が必要	【高】調査・設計が進んでいない、高度な工法を適用		限定的	5～8ヶ月程度	8～12ヶ月程度			
			十分ある	3～6ヶ月程度	5～9ヶ月程度			
(補修) 既設	【標準】 十分な設計期間を確保できる	【高】調査・設計が進んでいない、高度な工法を適用	限定的	6～12ヶ月程度	9～18ヶ月程度			
			十分ある	5～8ヶ月程度	8～12ヶ月程度			
【緊急】 早期供用が必要	【高】調査・設計が進んでいない、高度な工法を適用	限定的	5～8ヶ月程度	8～12ヶ月程度				
		十分ある	3～6ヶ月程度	5～9ヶ月程度				